



# SSKS 療育ねっとわーく川崎

2018年6月20日発行  
No.210 (2800部)  
NPO法人  
療育ねっとわーく川崎  
発行者 江川 文誠  
編集者 谷 みどり

「世話できないですか」という手紙が送られました。母は書き方がよくわからなくて間に合いませんでしたが、

全部で、5万円くらいにならないと生保が受けられないといわれて、携帯や家賃の引き落としもあるので、余裕がないので心配でした。役所の人に、買い物したら、レシートを全部取っておくように言われて、ちょっと大変ななって。

A 施設のときには食費が1か月5万7500円で、一人暮らしの方が少し多くかかるくらいです。施設の食事は好みに合わないこともあるので、止めてもらって、パンを買って食べたことも。特に朝は食べられないので、朝から食欲ももりもり。おかげで体重が増えたので、今はカロリーを考えたダイエット中です。

今月号の目次

1	こんなときどうするの.....
2	障害者差別解消法当事者から.....
3	生活保護制度改正.....
4	お知らせ.....
5	療育ねっとわーく.....
6	CafeOP1便り.....
7	タテシヨシキの映画中毒.....
8	私の人生バラ色.....



Q 私は、一人暮らしを始めたかと思っておりますが、一番心配なのはお金のことです。障害基礎年金はもらっていませんが、それで生活できますか。

Q 保護費の支給はどれくらいですか。

Q 施設と違ってお金がかかるのでは？

## 神奈川から広げよう ～ともに生きる学校・ともに生きる社会～ 「風よ吹け！未来はここに！！」ドキュメンタリーDVD 上映会と意見交換会

たんの吸引や、経管栄養、胃ろう、導尿などは、生きるために必要な生活支援行為です。しかし、医療的ケアが必要なために、学校や社会での生活に多くの制約があります。医療的ケアってどういうもの？ 医療的ケアや人工呼吸器が必要な人たちはどんなふうに暮らしているの？ 医療的ケアや人工呼吸器を必要としながら暮らす子どもたちや人たちの姿にふれてみませんか？ そして、どうすれば、医療的ケアや人工呼吸器が必要でも、地域でともに学び、ともに生きられるのか一緒に考えていきましょう。

いつも人工呼吸器を携えて自らの人生を楽しむ子どもたちの姿を知ってください



ダイジェスト版がこちらからご覧いただけます  
<https://youtu.be/wfVwMxEyL40>

### 2018年7月21日(土)

13:00～開場/受付  
13:30～14:30 上映会  
14:45～16:30 意見交換会

会場 川崎市大山街道ふるさと館  
(2階 イベントホール)  
(川崎市高津区溝口 3-13-3)

参加費 無料 ※申込書は裏面(定員 60名 先着順)  
※資料準備の都合上、なるべく事前にお申し込み下さい。  
※手話通訳等必要な方の申し込みは7月11日です。

主催 バクバクの会～人工呼吸器とともに生きる  
後援 神奈川県、社会福祉法人キャマロード、社会福祉法人三篠会 重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎、NPO法人 療育ねっとわーく川崎 (申請中) 川崎市、川崎市教育委員会  
助成 タケダ・ウェルビーイング・プログラム 2016



大山街道ふるさと館アクセス  
JR南武線 武蔵溝ノ口駅:徒歩7分  
東急田園都市線/大井町線 溝の口駅:徒歩7分  
東急田園都市線 高津駅下車:徒歩5分

会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンター Rond  
Tel 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: tani@rond.jp http://rond2981.jimdo.com/  
(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎  
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2500円 賛助会費一口 2000円



紀さんの制度情報

# 生活保護制度改正

生活保護に関連する4法案（生活保護法・社会福祉法・生活困窮者自立支援法・児童扶養手当法）が改正されました。

2013年に不正受給対策や扶養義務の強化などの観点から一度改正され、その5年後の今国会の6月1日に、生活保護法に関連する4法案が改正されました。主な改正点は

1. ジェネリック医薬品（後発薬）の使用の原則化
2. 大学進学時の一時金支給
3. 生活保護受給者に対する健康管理
4. 宿泊場所提供の「一時生活支援事業」に見守りや日常支援を追加
5. 児童扶養手当の支払い回数を年3回から年6回に変更

改正点を要約すると以上のようになり、一見良い改正に思えたりしますが、それぞれを細かく見ていくと、様々な問題点があります。それらすべてを説明しきれませんので詳細は省かせてもらいますが、一言でいうと「当事者不在」です。

## 生活保護基準額が引き下げられます

さらに問題なのは、この改正以前の昨年12月22日に厚生労働省は、生活保護基準額の引き下げを発表しています（2018年度10月より段階的に実施）。食費や光熱費など生活費相当分（生活扶助費）に子育て世帯や母子世帯に対する加算を加えた受給額は、推計で67%の世帯が減額になります。これに対して受給者からは「これ以上の節約は『死ぬ』『死んでほしい』と言われているようです」という声が上がっていて、訴訟も起こされています。

また表のように生活保護基準額の引き下げは、様々な制度に影響します。例えば住民税の非課税基準も同様に下がるため、今まで課税されなかった人が課税されることにもなります。加えて、保育料や医療費、介護保険料などの非課税世帯に対する優遇

措置も対象から外れるので、さらに負担は増えることとなります。さらに問題なのは、生活保護基準は最低賃金とも連動しており、双方の整合性が常に問われています。生活保護基準が下がれば最低賃金も今後は上がりにくくなるかもしれません。

## 制度の趣旨を考えれば

そもそも生活保護とは※憲法第二十五条で保障された当然の権利であり、生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

というもので、いわゆる社会福祉のセーフティネットであるべき制度ですが、不正受給問題をきっかけに生活保護を受けづらくする状況を国や社会が作り出してきました。保護を受けづらくする状況を国や社会が作り出してきました。この風潮によって今回の改正や基準額引き下げがなされました。着々とすすんでいく弱者切り捨ては、私たち国民が「自分で自分の首をしめる」ことになると感じます。

※すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【生活保護基準の見直しで影響が出る制度（一部）】	
生活保護基準を目安に利用条件を決めている制度	就学援助
	国民健康保険料の減免
	高等学校の奨学金
	大学等授業料減免
	市営住宅家賃の減免
	無料低額診療
	生活福祉資金の貸し付け
	保育所の保育料
	幼稚園の就園奨励費補助
	医療費の高額療養費
住民税が非課税か否かで負担・支給額が変わる制度	未熟児の養育医療給付
	ひとり親家庭への日常生活支援
	介護保険料の自己負担額

※各基準は自治体によって異なる

# 障害者差別解消法（当事者から）

バリアフリー化が困難だった高速バスで、車椅子対応の実証運行が始まっています。今月号では、前回取り上げたリフトバスは、前向きな解決した最新鋭のバスを紹介いたします。

京成バスが今年3月に導入した、スウェーデン・ベルギー製の2階建てバス「アストロメガ（ダブルデッカー）」です。東京駅・成田空港を結ぶ路線に投入されています。今回も実際に乗ってみました。

アストロメガは全長約12メートルの大きな車体ですが、1階は車椅子スペースと介助者席のみで定員2名。他は運転席や物置などで占められて周囲に乗客はおらず、

2階の定員51名と比べても静かな環境です。車椅子での乗降は路線バスと同じように1階の低床部分にスロープを渡すだけで、リフトを使わずとも早く簡単でした。車内へ入るとドア付近は狭いものの、車椅子スペースは広さがあります。介助者席の直後が車椅子スペースになっており、車椅子をチャルト・リクライニングさせても余裕です。客用設備は車内Wi-Fi（ワイファイ）やUSB（ユー・エス・ビー）ポート完備で快適でした。

一方で残念な点は、トイレは実質車椅子非対応なこと、車椅子の乗客は前日までの予約・出発15分前集合が必要なこと、いずれもリフトバスと変わらない弱点です。個人的には、2階席の眺望の



京成バスのプレスリリースによれば、アストロメガ導入の理由はリフトバスで問題になった車椅子での乗降時間を短縮するためとのことで、バリアフリー対応を強く意識していることが見受けられます。また2階建て構造の採用により、定員やトランクの減少といった

問題も同時に解消されました。前述の通りアストロメガはバリアフリー化を念頭に導入されたバスであり、バス会社側のデメリットも改善されて良いことづくめのように思えます。ですが、2階建てバスにも課題はあります。来月号では、高速バスのバリアフリー化についてさらに詳しくお伝えします。

【金子文俊】